

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00336652

2024年9月25日

発信課	女性活躍推進部女性活躍推進課
担当者	藤田 知詠子
連絡先	電 話 25-9785/2703
	F A X
	E-mail joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和6年10月1日 ~
発表項目 (行事名)	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	本市では、令和6年1月16日よりパートナーシップ宣誓制度を開始するとともに、性的マイノリティの方々が自治体間で住所異動する際に抱く不安や負担の軽減を図るため、自治体間連携の取組を開始しています。 このたび、北広島市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結し、これに基づく連携を開始します。 詳細は別紙のとおりです。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について

1 パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを市に宣誓する制度です。

- ・ 宣誓組数：7組（令和6年9月25日現在）

2 連携先及び連携開始時期

連携先：北広島市（令和6年10月1日制度開始）

連携開始：令和6年10月1日

3 協定締結による効果

旭川市にお住まいの宣誓者が他の自治体へ転出する際には、パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードを旭川市に返還し、転入先の自治体で改めて宣誓等の手続を行う必要がありますが、連携自治体間においては、旭川市に継続利用の申請をすることで、旭川市の受領証等を継続して利用することが可能となります。

4 現在の連携先

(1) 上川中部1市8町における連携

旭川市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，東川町，美瑛町，上川町

(2) 道内導入済自治体との連携（14市4町）

札幌市，函館市，帯広市，北見市，岩見沢市，苫小牧市，江別市，北斗市，小樽市，滝川市，釧路市，深川市，室蘭市，網走市，斜里町，清里町，小清水町，大空町